## はじめに

## 1 本指針の趣旨

畜産農家と一般住民の混住化が進行している中で、環境問題は畜産経営を継続する上で重要な要素となっている。特に臭気問題については全国共通の課題であり、「畜産経営に起因する苦情の内容別発生状況」(農林水産省、2015)においては「悪臭関連」が全体の55.9%を占めている。

このような背景から、畜産事業者と地域住民との共存・共栄を図るため、市内で一定規模以上の飼養規模がある畜種(乳牛、肉用牛、豚、鶏)について、環境に配慮した飼養管理をしていただくよう、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」(畜産技術協会、2011)を参考に、環境対策に特化した管理指針を定める。また、これまで市が実施してきた悪臭対策の取り組みから得られた知見に加え、主に「日本型悪臭防止最適管理手法(BMP)の手引き」(畜産環境整備機構、2017)を参考に、畜舎、運搬・貯留・処理施設及び堆肥等の施用における臭気の発生原因と臭気低減技術について紹介する。

なお衛生管理等の通常の飼養管理については「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」のほか「飼養衛生管理基準」(農林水産省、2017)等を参考に適切に実施されたい。

## 2 本指針の用途

- 〇既に経営されている畜産農家に対しては、本指針に基づく管理をするようお願いする。
- ○新規で施設を建設・増設する農家については、本指針に基づき、施設建設を計画・実施するようお願いする
- ○廃業等に伴い新規就農者等が既存施設を利用して経営を引き継ぐ場合などは、 それまでの経緯を踏まえ、環境問題等について改善が必要だと判断される場合 は本指針に基づく施設改修等を実施するよう要請する。

## 3 関係法令

下記の法令を順守するものとする。

- ○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
- 〇水質汚濁防止法
- 〇悪臭防止法
- ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律